

司法制度改革一管見と展望

太田幸夫

- I はじめに
- II 司法制度改革前史
 - 1 戦前の司法制度の概要
 - 2 戦後の司法制度の概要
 - 3 臨時司法制度調査会の活動
 - 4 民事訴訟法の改正
- III 司法制度改革の始動
 - 1 司法制度改革審議会による審議
 - 2 司法制度改革審議会意見書の概要
- IV 改革の成果と問題点など
 - 1 裁判の迅速化
 - 2 民事訴訟等の改革
 - 3 刑事司法の改革
 - 4 司法の人的基盤の強化
 - 5 国民的基盤の確立策
- V 司法制度改革の今後（展望）

I はじめに

裁判には時間と金がかかるというのが内外を問わず、いわば世の常識であった。また、わが国の裁判は古来よりお上の権威の下に行われたが、戦後でもその風潮が残り、裁判に国民の声が届かないなどの批判を耳にすることがある。本講演では、司法制度改革に向けて、これまでどのような努力が払われ、どれほどの成果を挙げたかを検証し、さらに司法制度改革の今後の行方を展望して見たい。ただ、司法制度改革の範囲は多方面、多段階に及んでいるので、ここでは主として司法制度の根幹に関するものと民事訴訟に関する重要な改革に限って述べ、それ以外の事項についてはおおまかな指摘をするに止めることを予めお断りしたい。

II 司法制度改革前史

1 戦前の司法制度の概要

明治憲法下の司法制度は、おおむね、大陸法に倣ったもので、それなりに機能し、実績を残してきたものと評価することができる（兼子一＝竹下守夫・裁判法第4版55頁は、「司法という作用は地味であるだけに、これが健全順調である限り、国民の多くは、その有難さに気付かないのであるが、従来のわが国の制度、官僚組織の中で一番信頼のできるものであったことは確かであって、その功績は称えられて然るべきである。」とする）。他方、「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」（旧憲法57条1項）として裁判が権威的に行われたこと、「行政官庁ノ違法処分ニ依リ権利ヲ侵害セラリタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス」（同61条）として大審院を頂点とする司法裁判所で行政訴訟を取り扱うことはできなかったこと、司法行政及び裁判官の補職等の人事は、検察官の場合と同様、司法省で行われたことなど、振り返って見ると現代の民主主義に沿わないと見られる部分があった。司法を担う司法官（裁判官及び検察官）と弁護士が別の研修コース（試補）を経ていたことも、官民の溝を生む一因であったと思われる。

2 戦後の司法制度の概要

第二次世界大戦で敗れたわが国は、司法制度についてアメリカ法の影響を強く受け、大きく変貌を遂げた。司法権は、行政訴訟を含め、すべて司法裁判所に属し（憲法76条1・2項）、裁判所は法令の違憲審査権を有することとなった（同81条）。また、司法行政は最高裁判所以下の裁判所に属し（裁判所法12条等）、下級裁判所裁判官の補職等の人事は、最高裁判所で行うこととなった（憲法80条1項、裁判所法40条1項・47条）。法曹の養成過程としての司法修習は、裁判官、検察官、弁護士のいずれになるかを問わず、統一的に実施され、その限りで法曹間に一体感が生まれるようになった（しばしば、同じ釜の飯を食った仲間と評される）。民事訴訟、刑事訴訟とも交互尋問が採用されたことに象徴されるように、戦前に比べ、当事者主義が強化された。その分、訴訟の進捗が当事者によって左右されることが多く、それがため裁判の長期化が

目立つようになっていった。

3 臨時司法制度調査会の活動

民事訴訟・刑事訴訟とも訴訟遅延が看過できない状態に立ち至る一方、裁判官志望者数が漸減傾向にあるとの危機意識の下、昭和37年9月、内閣に臨時司法制度調査会(臨調)が設置された。委員は20名で、その内訳は国会議員7名、裁判官3名、検察官3名、学識経験者4名、弁護士3名であった。委員会は2年間で合計62回開かれ、主として法曹一元制度(裁判官は弁護士となる資格を有する者で裁判官としての職務以外の法律に関する職務に従事した者のうちから任命することを原則とする制度。臨時司法制度調査会設置法2条1項1号)及び裁判官等の任用・給与につき議論が交わされた。同委員会は、昭和39年8月28日意見書を決定・発表した。同意見書では、法曹一元制度について、「それが円滑に実現されるならば、わが国においても一つの望ましい制度である。しかし、この制度が実現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていない。したがって、現段階においては、法曹一元の制度の長所を念頭に置きながら現行制度の改善を図るとともに、基盤の培養についても十分の考慮を払うべきである。」と述べるに留め、法曹一元制度に踏み切らなかつた。同意見書は、法曹人口の増加、裁判の合理化等について述べるところがあるが、その内容は必ずしも具体的なものではなかつた。しかも、日本弁護士連合会(日弁連)は、この意見書に対し、官僚制的側面の除去に熱意を欠き、訴訟促進や裁判手続の合理化を追求した能率主義にとらわれているとして厳しく批判し、臨時司法制度調査会の示した改革に非協力的な姿勢を示し、司法制度改革は停滞した。

昭和50年代後半、事件数が増加する中で法曹三者の話し合いが進むようになり、昭和63年以降、弁護士から裁判官への任官の途が開かれ、年間3、4名の弁護士が裁判官に任官するようになった(いわゆる「弁護士任官」)。司法修習生の採用数(年間)は、昭和38年以降、おおむね500名程度であったが、平成3年以降漸増し、同11年には1,000名台に達するようになった。

4 民事訴訟法の改正

明治23年に制定され、長く運用されてきた旧民事訴訟法は平成2年から改正

作業が法制審議会において始まり、同8年に全面改正法が制定され、同10年1月1日に施行されるに至った。これにより民事訴訟の近代化が大きく前進した。中でも争点及び証拠の整理に関する手続が整備され、多様なメニューで訴訟の促進を図る体制が確立したこと（民訴法164条以下）、証人尋問が映像・音声の送受信により可能となったこと（同204条）、証拠となる文書の提出義務が限定的でなく、一般義務化されたこと（同220条）などが特筆できる改革点である。

Ⅲ 司法制度改革の始動

1 司法制度改革審議会による審議

わが国では昭和37年に臨時行政調査会（第一次臨調）が設置されて以来、数次にわたり、行政改革が推進されてきた。今次の司法制度改革は、平成11年7月、内閣に司法制度改革審議会が設置されたことに始まる。同審議会の委員は、学者、財界人、労働界・消費者団体代表、弁護士（元裁判官、元検察官各1名を含む）ら計13名で、会長は佐藤幸治京都大学名誉教授、会長代理は竹下守夫駿河台大学学長（当時）である。同審議会は、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することとなった（司法制度改革審議会設置法2条1項）。審議会は平成13年6月12日に最終意見が決定されるまで63回にわたり開催された。

2 司法制度改革審議会意見書の概要

「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」は、本文45頁（2段組）に及ぶ詳細なもので、改革に向けての提案を極めて詳細に行っている。意見書は、司法制度改革について三つの柱を立てているので、その概要を示すこととする（同意見書4頁以下）。

ア 国民の期待に応える司法制度の構築

第一の柱は、「国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）」である。民事訴訟について同意見書は、審理を充実させ、現在の審理期間をおおむね半減することを目標とすること、そのために計画審理を推進し、証拠収集手段を拡充するとともに、専門的知見を要する事件について、鑑定制度の改善

を図るほか、専門家が訴訟手続に参加する新たな制度を導入すること、知的財産関係訴訟については、東京・大阪両地方裁判所の専門部の処理体制を一層強化し、実質的に特許裁判所として機能させること、労働関係事件についても、労働調停を導入するなど対応強化のための方策を講じること、家庭裁判所・簡易裁判所については、管轄の見直しを含め、その機能の充実を図ること、権利実現の実効性を確保するため、民事執行制度の改善のための新たな方策を導入すること、司法へのアクセスを拡充するため、利用者の費用負担の軽減、民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図ること、国民が訴訟手続以外にも、それぞれのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択できるよう、裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充・活性化を図ること、司法の行政に対するチェック機能の強化を図ることなどを提案する。

刑事司法について同意見書は、一定の重大事件につき、一般の国民が裁判官と共に裁判内容の決定に参加する制度を新たに導入すること、新たな準備手続を創設し、証拠開示に関するルールを明確化し、公判の連日の開廷を原則化すること、被疑者・被告人に対する公的弁護制度を確立すること、検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度を導入すること、被疑者の取調べの適正さを確保するため、取調べ状況等を書面により記録することを義務付ける制度を導入することを提案する。

イ 司法制度を支える法曹の在り方

第二の柱は、「司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）」である。

司法の人的基盤の拡充について同意見書は、「高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する」との基本的な考えを示し、法曹人口について、平成22年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人にまで増加させることを目指すとしている（なお、同意見書23頁では、この数字について、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないと指摘する）。

法曹養成制度について同意見書は、法曹養成の中核として、法曹養成に特化した大学院（法科大学院）を設けることを提案する（なお、同意見書26頁では、法科大学院の課程修了者の約7～8割の者が新司法試験に合格できるよう、充

実した教育を行うべきであるとする)。

裁判官制度について同意見書は、「国民が求める裁判官を安定的に確保していくことを目指し、判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みの整備を始めとする判事補制度の改革や弁護士任官の推進など給源の多様化・多元化のための方策を講じるとともに、国民の意思を反映しうる機関が裁判官の指名過程に関与する制度の整備や人事評価について透明性・客観性を確保するための仕組みの整備等を行う」ことを提案する。

ウ 国民的基盤の確立

第三の柱は、「国民的基盤の確立（国民の司法参加）」である。

同意見書は、「司法の国民的基盤を更に強固なものとして確立すべく、国民の司法参加を拡充するための方策を講じる」とし、刑事訴訟については、刑事訴訟事件の一部を対象に、一般の国民が裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度（裁判員制度）の導入を提案する（この点は、第一の柱でも触れられた）。さらに、裁判所、検察庁、弁護士会の運営等について国民の意思をより反映させる仕組みを導入すること、基本法制の整備など分かりやすい司法の実現等を提案する。

IV 改革の成果と問題点など

司法制度改革審議会意見書を受けて以下の改革が行われた。

1 裁判の迅速化

平成15年には裁判の迅速化に関する法律が制定・施行され、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内に終局させ、その他の裁判所の手続でもできるだけ短い期間内に終局させることを目標として充実した手続を実施することが定められた（同法2条1項）。同法は強制的効力を有するものではないが、裁判の審理充実に向けての自助努力を後押しする効果があったと思われる。

なお、平成18年における訴訟事件の平均審理期間は、民事第一審において7.8か月、刑事第一審において3.1か月と短縮されている。しかし、2年を超え

る審理期間をとっている訴訟事件は、民事第一審において5.5%、刑事第一審において0.3%存在する（最高裁事務総局・裁判の迅速化に係る検証に関する報告書5頁以下）。

2 民事訴訟等の改革

ア 民事訴訟全般

民事訴訟法は、前記（Ⅱ4）のとおり、平成8年に全面改正され、同10年1月1日から施行されたばかりであった。しかし、司法制度改革審議会意見書の示した方針に従い、民事訴訟法の改正等により民事訴訟等のさらなる改革が断行された（この間の事情については、竹下守夫「民事訴訟における事実の確定に関する判例・学説・立法—民事訴訟の改革における位置づけ—」司法研修所論集118号41頁以下に詳しい）。

まず、計画審理に関する規定が民事訴訟法147条の2以下に追加され、平成16年4月1日に施行された。同条の3によれば、審理計画は、「審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行う必要があると認められるとき」に定めるものとしており、審理計画の要否は、裁判所の裁量に委ねられたものである。しかし、民事訴訟の大半は、審理計画を定めることなく進行しており、審理計画が定められるのは大型事件などに限られている実情である。

証拠収集手段の拡充策としては、民事訴訟法132条の2以下の規定が追加され、平成16年4月1日に施行された。これにより訴え提起前であっても、文書送付嘱託、調査嘱託、専門的意見陳述の嘱託、執行官による現況調査などが可能となった。しかし、証拠保全については、もともと訴え提起前でも可能であり（同法234条以下）、弁護士法23条の2による公私の団体等に対する照会も有効な手段であったから、上記の新しい方策の導入により証拠収集が画期的に拡充されたとはまでは言い切れない。

鑑定制度については、民事訴訟法215条の2以下の規定が追加され、平成16年4月1日に施行された。これにより鑑定人質問の方法を従来の交互尋問方式ではなく、鑑定人にまず語らせる方法を原則とし、鑑定人が映像等の送受信による通話の方法で陳述することも可能となった。同時に民事訴訟法92条の2以下の規定が追加され、専門委員制度が導入された。これにより専門委員を関与

させて争点整理、証拠調べ、和解手続を行うことができるようになった。専門委員制度の導入に際しては、弁護士、特に患者側代理人となることの多い者から反対意見があったが、専門委員が証人などに問いを発したり、和解手続に関与させるには当事者の同意が必要な仕組みとして制度設計がされた。過去において鑑定人質問が斜問的に行われたため、鑑定を引き受けたくないとの専門家の声が強かったところであり、鑑定人質問の方法の改善が望まれていた。専門委員制度は、医療事件等において広く活用されている。

イ 知的財産関係訴訟

知的財産関係訴訟については、民事訴訟法6条の改正により第一審管轄が原則として東京・大阪各地方裁判所の2か所に、さらに第二審管轄が原則として東京高等裁判所だけに限定されることになり、これらの改正法は平成16年4月1日に施行された。知的財産事件を専門的に扱う裁判所として知的財産高等裁判所が設立され（東京高等裁判所の特別な支部との位置付けである）、平成17年4月1日から稼働している。知的財産関係訴訟については、担当裁判官、調査官の増員もあり、審理期間の短縮に効果を上げている。

ウ 人事訴訟

人事訴訟事件の手続については、明治31年に制定された人事訴訟手続法に代わり、人事訴訟法が平成15年に制定され、平成16年4月1日に施行された。これにより人事訴訟の管轄（職分管轄）が地方裁判所から家庭裁判所に移管され、家庭裁判所が家事事件と人事訴訟事件とを一元的に取り扱うようになった。また、人事訴訟事件においても家庭裁判所調査官の専門的知見が活用できるようになった。

エ 簡易裁判所の民事訴訟

簡易裁判所の取り扱う民事訴訟事件の訴額の最高限度額は、平成16年4月1日以降、90万円から140万円に引き上げられ（裁判所法33条1項1号）、同時に少額訴訟の請求限度額も30万円から60万円に引き上げられた（民事訴訟法368条1項）。簡易裁判所は全国438か所に設けられているので、これらの改正により国民にとって司法へのアクセスがより便利になったといえる。

オ 民事執行

民事執行の分野においては、平成16年4月から不動産競売における内覧の許容（民事執行法64条の2）、債務者の財産開示手続の導入（同法196条以下）、

同17年4月1日から扶養義務に基づく債権執行の容易化（同法151条の2・167条の15以下）、少額訴訟債権執行制度の導入（同法167条の2以下）が図られた。これらの改正により民事執行はより利用し易くなったといえる。

カ 費用負担の軽減

民事訴訟費用の内、申立手数料は、平成4年に大幅に引き下げられていたが、同16年1月1日から更に引き下げられ、算定方法が簡略化された（民事訴訟費用法2条・3条）。

キ 法律扶助・情報のアクセス・ポイント

平成16年に制定された総合法律支援法に基づいて日本司法支援センター（通称、法テラス）が設立され、同18年10月2日から紛争解決のための制度の有効な利用に関する情報の提供、法律扶助、国選弁護士候補の指名等の業務を行っている。これまで弁護士の数居は高いとの声をしばしば耳にしたが、法テラスは国民が気軽に司法過程にアクセスする手段として評価される。

ク 裁判外紛争解決手続（ADR）の整備

これまで裁判所以外にも仲裁や民間での調停など、さまざまな紛争解決手段があったところである。平成16年に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が制定され、同19年4月1日に施行された。同法により法務大臣の認証を受けた民間紛争解決手続については、時効中断効（同法25条）が与えられ、並行する訴訟手続が中止されることがあり（同法26条）、調停前置主義が除外される（同法27条）。しかし、これらの手続で当事者間に合意が成立しても、執行力が与えられていないので、合意について執行力を得るためには、公正証書を作成するか、起訴前の和解（民事訴訟法275条）を利用しなければならない。

法務大臣による認証を受けた民間紛争解決手続の数は順調に増えており、紛争の種類を問わないもの、一定の分野に特化して紛争処理を行うものなどがある。裁判外紛争解決手続は裁判とは異なり、簡易・迅速な事件処理が特長であるから、今後、利用者の増加が見込まれる。

ケ 行政訴訟改革

行政事件訴訟法は、平成16年に大幅に改正され、改正法は同17年4月1日に施行された。この改正は、これまで殆ど前例のなかった行政処分等の義務付け、差止めを正面から許容するものであり（仮の義務付け、仮の差止めを含む）、その他の改正点を含め、司法による行政のチェック体制を強化するもの

として評価される。

コ 労働審判制度

平成16年には労働審判法が制定され、同18年4月1日に施行された。労働審判は、個別労働関係民事紛争について3期日以内に審理を終結し、調停を成立させるか、審判を下すものであり、労働事件訴訟・仮処分、労働委員会の救済命令に比してより簡易、迅速な解決を図る手段として活用されている。

3 刑事司法の改革

ア 裁判員制度の立上げ

平成16年に制定された裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は、同21年5月21日に施行された。裁判員裁判は、国民が重大な刑事事件の審理・判決に参与する制度であり、司法制度改革審議会が最も重視した改革の一つが実現した。

イ 刑事訴訟の改革

刑事訴訟に公判前整理手続（刑事訴訟法316条の2以下）及び期日間整理手続（同法316条の28）を加える改正法が平成16年に制定され、同17年11月1日に施行された。刑事訴訟においては、裁判官の予断排除を理由に公判以外での争点整理は困難であったが、この新たな制度により公判手続が充実し、スピードアップするものと期待される。

被疑者に対する国選弁護人の選任制度（同法37条の2以下）、軽微な事件についての即決裁判制度（350条の2以下）の導入も同じ改正法によるものであるが、同18年10月2日に施行された。

ウ 検察審査会の権限の強化

検察審査会法は、平成16年に改正され、検察審査会において同一被疑事件について2度目の起訴相当の議決が成立した場合、裁判所の指定する弁護士が起訴を行うことになり、同改正法は同21年5月21日に施行された。

エ 取調べの可視化

司法制度改革審議会意見書が被疑者の取調べ状況を書面により記録することを提案したことは前記（Ⅲ3ア）のとおりである。これを受けて国家公安委員会は、犯罪捜査規範に182条の2を加え、取調べ室等において被疑者の取調べを行う都度、取調べ状況報告書を作成すべきことを定めた。その後、捜査機関による取調べの可視化を求める声は日を追って高まっており、捜査機関も重要

な事件において取調状況を録画するなど一部対応しているが、可視化の完全実施について捜査機関の抵抗は強い。

4 司法の人的基盤の強化

ア 法科大学院制度の立上げ及び法曹人口

法科大学院制度は、平成16年4月にスタートした。法科大学院は74校設けられ、平成18年度における入学定員は5,825名であった。同年、第1回の新司法試験が実施されたが、修了者の合格率は48.35%、翌19年度のそれは40.18%であり、司法制度改革審議会が想定した7～8割を大きく下回る状況にある。その原因としては、想定される司法試験合格者数を大幅に上回る定員数で法科大学院が設立されたことが挙げられよう。このように低い合格率が続き、不合格者に対するセーフティ・ネットがない状態では、多額の学資金を投じ、長い学生生活を送った末に不合格となった者にとって悲劇というほかない。

イ 裁判官制度の改革

司法制度改革審議会意見書では裁判官の大幅増員が必要であるとされたが(23頁)、現状では弁護士を中心とする法曹人口の拡大が進みつつあるものの、裁判官数の顕著な増員に結び付いてはいない。弁護士からの任官者数もその後大幅な増加は見られない。

判事補に裁判官以外の職務経験をさせることについては従来から試みられており、検事に転官した上、省庁に出向する例などは少なくなかった。平成16年に判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律が制定され、同19年から十数名の判事補らが一定期間、弁護士としての職務を経験するようになった。

裁判官の採用及び10年の任期更新に関して審査・答申する機関として、平成15年5月、下級裁判所裁判官指名諮問委員会が設置された。その中央委員会委員は11名おり、学者、作家らを含んでいる。地方では高等裁判所単位で地域裁判官人事諮問委員会が設置され、人事情報の収集、整理に当たっている。

裁判官の人事評価については、従来はヴェールに包まれていたが、平成16年4月以降、毎年1回、各裁判官から自己評価書が評価権者である高等裁判所長官、地方・家庭裁判所長に提出され、面接を経た上、評価書が作成されること、評価書は対象裁判官の求めにより開示され、不服を申し立てることができることとなった。

5 国民的基盤の確立策

刑事訴訟において裁判員制度が平成21年5月21日にスタートしたことは前記(3ア)のとおりである。

検察審査会の一定の議決に法的拘束力が生じることになったことは前記(3ウ)のとおりであり、これにより司法に民意を反映させる仕組みがさらに強化された。

家庭裁判所の運営に関する諮問機関としてかねてより家庭裁判所委員会が各家庭裁判所に設置されていたが、平成15年11月以降、各地方裁判所にも地方裁判所委員会が設置され、地方裁判所の運営に関し、民間の委員が諮問に応じて意見を述べる体制が確立した。

人事訴訟法の制定により人事訴訟の審理又は和解の試みに民間人である参与員が立ち会うことができるようになった(同法9条)。

前記(2コ)のとおり、労働審判制度が導入されたが、労働審判員は各労働審判事件毎に使用者団体及び労働者団体から各1名が選出され、裁判官である労働審判官と共に審理や調停に当たる。

刑法典の口語化は平成7年に行われていたが、民法典の口語化は平成16年に行われ、会社法が平成17年に制定されて明治32年に制定された商法から会社法が切り離されるなど、戦前からの基本法令は、順次非法律家にとっても平易な口語文に置き換えられていった。

V 司法制度改革の今後(展望)

司法制度改革委員会意見書の提案が実現したものの中で最も注目されたのは、裁判員制度と法科大学院制度の二つであると思われる。

裁判員制度は、刑事司法作用に地域住民が関与することで裁判に民意が反映され、司法が国民的基盤にしっかりと根を下ろす契機となるものである。裁判員裁判は、時間の制約などにより拙速に行われるおそれがある、裁判官の裁判を受ける権利が侵害されるなどの批判もあるが、必要な証拠調べがきちんとされることは期待できるし、何よりも民意により裁判官の独善を防ぐメリットは大きい。裁判員制度はスタートしたばかりであり、運用上の不都合があれば必要に応じて改善されていくであろう。

法科大学院制度については、司法制度改革審議会の想定した修了者の司法試験合格率と現実の合格率との間に大きな乖離が見られ、それを是正するには合格者数を飛躍的に増やすか、それとも法科大学院の入学者数を大幅に削減するしかない。法科大学院制度を廃止して旧来の法曹養成制度に戻ることも一案であるが、朝令暮改のそしりを免れない。したがって、法科大学院修了者の司法試験合格率を上げるには、実績の挙がらない法科大学院を統廃合したり、定員減を行うなどの方策が有効となるであろう。不合格となった法務博士を企業や地方公共団体などが法務担当として雇用する途の開かれることが期待され、現に年々採用者が増えつつある。

司法制度改革委員会の提案が実現したものの中であまり目立たないが、実は最も画期的な出来事は行政事件訴訟法の改正であると言える。改正前の行政事件訴訟法は、取消訴訟を中核としており、裁判実務は三権分立の建前から違法な行政処分を取り消すが、予想される行政処分を差し止めたり、適法な処分を行政庁に義務付けることには消極的であった。しかし、平成16年の改正により一定の要件のもとにこれらが可能となったばかりか、行政処分の仮の義務付け及び仮の差し止めも可能となり、現にこれらの規定を適用して公立学校への仮入学が認められるなど、行政処分等に対する司法的救済手段が拡充されるに至った。これこそ司法制度改革審議会が想定した「司法の行政に対するチェック機能の強化」の実現であるとして大いに評価される。

裁判官のうちに最高裁事務総局勤務者を中心とする司法官僚が裁判所を支配しており、裁判内容にも影響を及ぼしているとの批判がある（新藤宗幸・司法官僚（岩波新書）参照）。確かに最高裁事務総局勤務歴のある者が指導的な地位に就くことが多いのは事実である。しかし、民間企業においても業績を顕著に挙げた者が指導的な地位に就くのは自然の成り行きである。裁判官の協議会で事件の処理法や法解釈に関して最高裁当局の見解が披瀝されることがあった。しかし、個々の裁判官が最高裁の見解を参考意見として聞くことはあっても、それに盲従することは裁判官のプロフェッションとしての特質上、考えられない。

裁判の電子化については、平成16年の民事訴訟法改正により規定が整備され（同法132条の10）、同17年4月1日に施行されたが、支払督促手続（民事訴訟法397条以下）において電子情報処理システムによる申立てが利用されている

ものの、民事訴訟一般においてこれを実施できる環境が未だ整っていないようである。今後、慎重に検討された上、電子化が推進されると思われる。

以上、司法制度改革について回顧と展望を試みたが、わが国の司法は、立法、行政に先んじて時代の要請に応じてきており（公害事件など）、自ら必要な改革を行うほか、立法、行政の後押しでさらなる改革を推進して行くことであろう。

【追記1】 本稿は、平成21年9月12日に駿河台大学で行われた「市民の大学」講座における私の講演内容を原稿に基づいて再現し、要約したものである。内容は講演当時のままであり、その後も各分野において幾つかの進展が見られているが、補正を加えずに公表することとした。

ただし、法曹養成制度について若干補足することとしたい。政府は平成25年7月、法曹養成制度関係閣僚会議において司法試験合格者数を3,000人とする従前の目標値を撤回する方針を示した。平成25年度の司法試験の合格率は26.8%（受験者数7,653名に対する合格者数2,049名）であった。平成26年4月現在、法科大学院74校の内合計7校が学生の募集を既に停止し、さらに9校が2015年度以降募集を停止する予定である。平成26年度の法科大学院67校の定員充足率は59.6%（定員3,809名に対する入学者数2,272名）に止まる。このような実情を見ると、司法制度改革で構想された法曹養成制度は破綻に瀕しており、抜本的な対応策を講じる必要があると言えよう。

（平成26年5月9日記）

【追記2】 その後の報道によると、平成26年度の司法試験の合格率は22.6%（受験者数8,015名に対する合格者数1,810名）に下がり、しかも合格者の内163名は予備試験合格者（すなわち、法科大学院の非卒業者）で、法科大学院の2015年度までの募集停止校は20校に達したという。

（平成26年9月18日記）